

## 第7回有識者会議における主な御指摘

---



世界をつなぐ。未来をつくる。

**出入国在留管理庁**

Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省**

Ministry of Health, Labour and Welfare

### 分野別協議会

- 具体的な確認方法（例：巡回指導、電話聴取、報告書の提出等）、頻度（例：3か月に1回、1年に1回等）、指導内容（例：報告徴収、指導勧告書の交付、口頭注意、制度所管庁への情報提供等）、除名や退会といった措置を執った件数を各分野ごとに可能な範囲で明らかにしてほしい。
- 協議会への相談件数はどのくらいか。
- 協議会（登録法人も含む）の入会手数料は取っているのか。（協議会が提供する役務と、手数料はバランスがとれているのかを含む。）

### 生産性向上・国内人材確保の取組とその成果

- 客観的かつ標準化した資料とすることを追求すべきではないか。

### 上乘せ基準等

#### 【漁業分野】

- 監理支援機関について、常勤職員1人当たり受入れ機関8者未満かつ育成就労外国人40人未満とする要件を、20者未満かつ50人未満に大幅に制限緩和する根拠が不明確ではないか。

#### 【建設分野】

- 一般社団法人建設技能人材機構（JAC）が行う役務の内容、活動状況はどうか。

### 本人意向による転籍の制限と待遇向上策

#### 【転籍制限期間】

- 最終報告書、政府方針（令和6年2月9日関係閣僚会議決定）、国会の附帯決議等の記載を総合的に考えると、転籍制限期間について1年を超える期間を定めることは、制度の移行による激変緩和のための経過措置として例外的に位置付けるべきなのではないか。
- 転籍先の雇用主において育成が十分になされないリスクも考慮すべきではないか。例えば、特定技能への移行率なども転籍受入の際に考慮すべきではないか。
- 転籍制限期間の設定のメルクマールは何か。激変緩和措置であれば、運用状況をみながら対応することになるのか。1年という転籍制限期間に至る道筋をどのように考えているのか。また、地方部から都市部への人材流入のおそれについて、転籍制限期間の設定以外の対策はないか。

#### 【日本語能力要件】

- A1とA2の間の日本語レベルはどのように確認するのか。
- 転籍時に日本語能力要件を課すことについて、雇用主が受験機会を奪うことなどの転籍妨害が生じるおそれはないか。

#### 【待遇向上策】

- 転籍制限に係る待遇向上策の意義は何か。
  - ・昇給率について、通常の範囲の昇給か、通常より優遇するのか。
  - ・昇給以外の待遇向上策は設定しないのか。
  - ・待遇向上策を講じる単位を、業務区分ごととすることはあり得るのか。